解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

福井県坂井市三国町神明一丁目五番七号

医療法人三真会

清算人　真田　桃代

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日長崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

長崎県東彼杵群川棚町上組郷一五八七番地四〇

学校法人みのり幼稚園

清算人　深草　昭壽

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

鹿児島県鹿屋市吾平町上名七三七二番地一

医療法人市来医院

清算人　牧口　節子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月三十一日付茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

茨城県結城市結城一四四七

結城第一工業団地矢畑地区土地区画整理組合

代表清算人　廣江　昭夫

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十七年三月三十一日目的たる業務の成功の不能により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

京都府福知山市大江町河守一八〇番地

医療法人財団新大江病院

清算人　新宮　七郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月二十三日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

兵庫県西脇市郷瀬町六〇五番地　西脇市都市整備部用地地籍課内

西脇市高田井土地区画整理組合

清算人代表　遠藤　幸夫

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年三月二十六日福岡県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

福岡県中間市中間一丁目一番一号

中間市土地開発公社

清算人　行德　幸弘

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

熊本県熊本市中央区九品寺四丁目六番四号

熊本県建設業厚生年金基金

代表清算人　橋口　光徳

配当公告

岡山県笠岡市富岡一七八番地

破産者　鳥越　大輔

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十六年（フ）第三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇〇、三四三、五七六円

一、配当することのできる金額

金二七、七五三、三五八円

平成二十七年四月三十日

岡山市北区弓之町一〇番二〇号テミス弓之町二階

破産管財人　石川　敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町織笠第一三地割一五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　上林　常雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

岩手県宮古市栄町三番三五号キャトル宮古五階　法テラス宮古法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小名浜相子島字家ノ前一四番地二、最後の住所福島県いわき市小名浜相子島字家ノ前一四番地の二

被相続人　亡　渡邉　時子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

事務所福島県いわき市平谷川瀬字三十九町五五番地の三　司法書士法人ダイアリー

相続財産管理人　大和田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市上泉町三四六二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田村　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号

相続財産管理人　弁護士　天田　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市秋津四丁目一七番、最後の住所千葉県習志野市秋津四丁目一七番一六号

被相続人　亡　片山　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号

やまちょうビル六階　渚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣瀬　理夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市八街に一九一番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　津山　博建

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号

千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏